

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、落ち込んだ地域の消費や地域に根ざした商店街等の売上回復を図るため、商店街等が自ら企画・実施する販売促進事業に対し、補助金を交付します。

1 対象者

- (1) 商店会等
- (2) 商工会議所等
- (3) 商店会に準ずる団体
- (4) 商業振興に取り組む業種別組合

※いずれの場合も、1団体につき1申請に限ります。

2 補助対象となる取組

補助対象者が新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じた上で実施する販売促進事業

(例) プレミアム商品券や割引クーポン券の発行、スタンプラリーによる割引や景品の提供等

3 補助率及び補助金額

- (1) 補助率 補助対象経費に対して10/10補助
- (2) 補助金額等

ア 商店会、商工会議所等

会員数(構成員数)×15,000円 上限額は200万円

イ 商店会に準ずる団体、商業振興に取り組む業種別組合

会員数(構成員数)×15,000円 上限額は50万円

※別途、会員数(構成員数)に応じた広告宣伝費を交付します。

4 補助対象期間 令和3年10月1日(金)から令和4年2月15日(火)まで

5 申請受付期間

- (1) 商店会、商工会議所等

申請には事前登録が必要です。

【事前登録】提出期限 令和3年10月29日(金)

【申請】提出期限 令和3年11月30日(火)

- (2) 商店会に準ずる団体、商業振興に取り組む業種別組合

【申請】提出期限 令和3年11月30日(火)

6 申請先

- (1) 商店会

商店会が所在する区の区役所地域振興課

- (2) 商工会議所等、商店会に準ずる団体、商業振興に取り組む業種別組合

環境経済局 経済部 産業支援課

問合せ先

環境経済局 経済部 産業支援課

金融・経営支援班

電話 042-769-8237